

(検討テーマ 2)

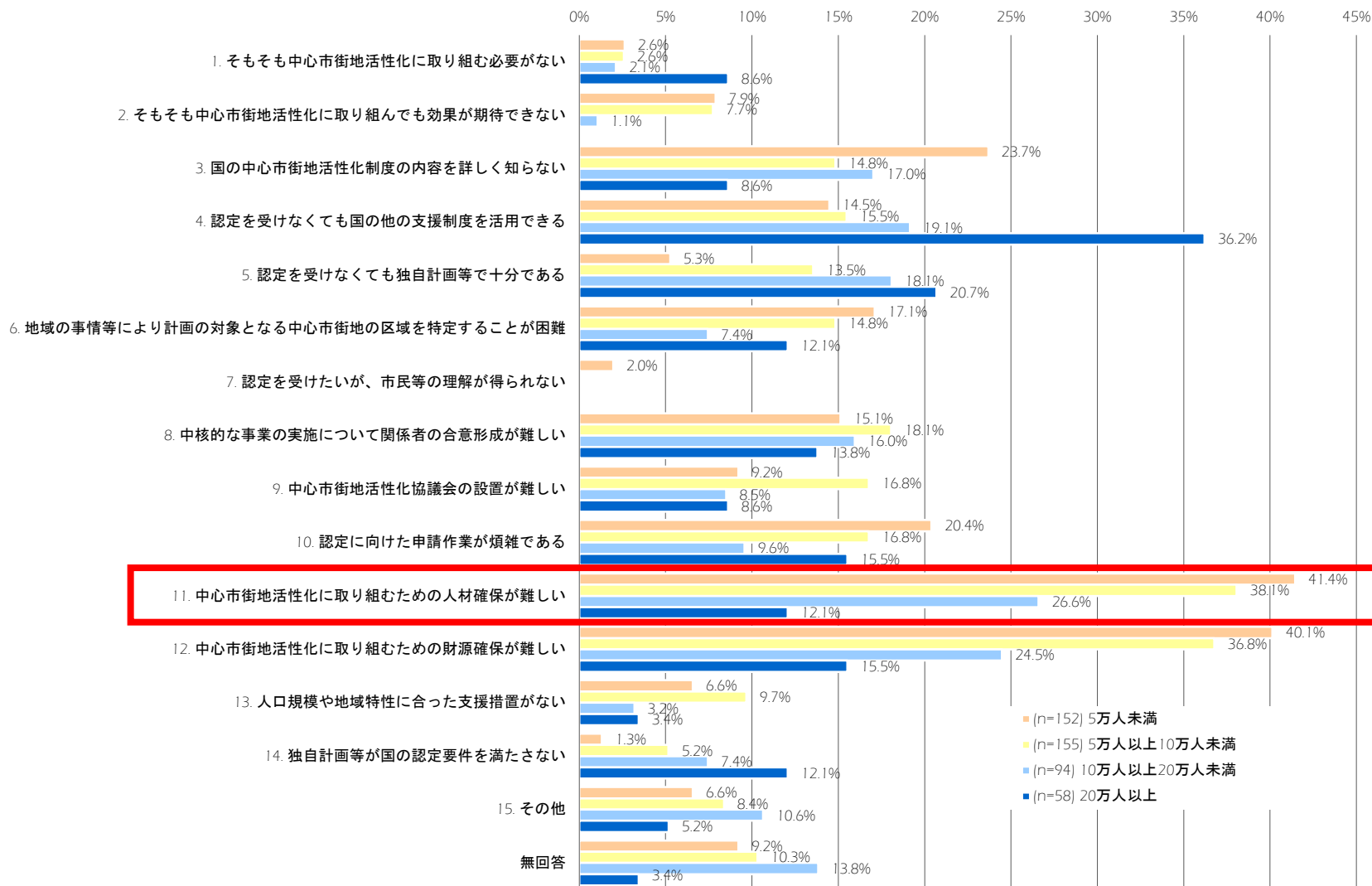
まちなか再生の担い手と体制の強化

方向③

- 地域の实情に応じて、地域のデザインや関係者間のコーディネートなど、地域の多様なステークホルダーを巻き込んだ推進体制の強化を図っていくことが必要である。
- 行政、商工会議所・商工会、まちづくり会社、外部人材等の役割を整理しつつ、まちづくりをトータルコーディネートできるまちづくり人材の発掘・育成のための面的伴走支援、地方の都市開発や地域DX促進に対するノウハウ支援、中間支援者のネットワーク構築や外部人材が働きやすい環境づくり、資金調達時の信用性担保の課題への対応、LABV等新しいPPP/PFIの促進等、まちなか再生を担う事業の実施体制等を一層強化する方策を検討すべきである。

中心市街地活性化における人材確保の課題

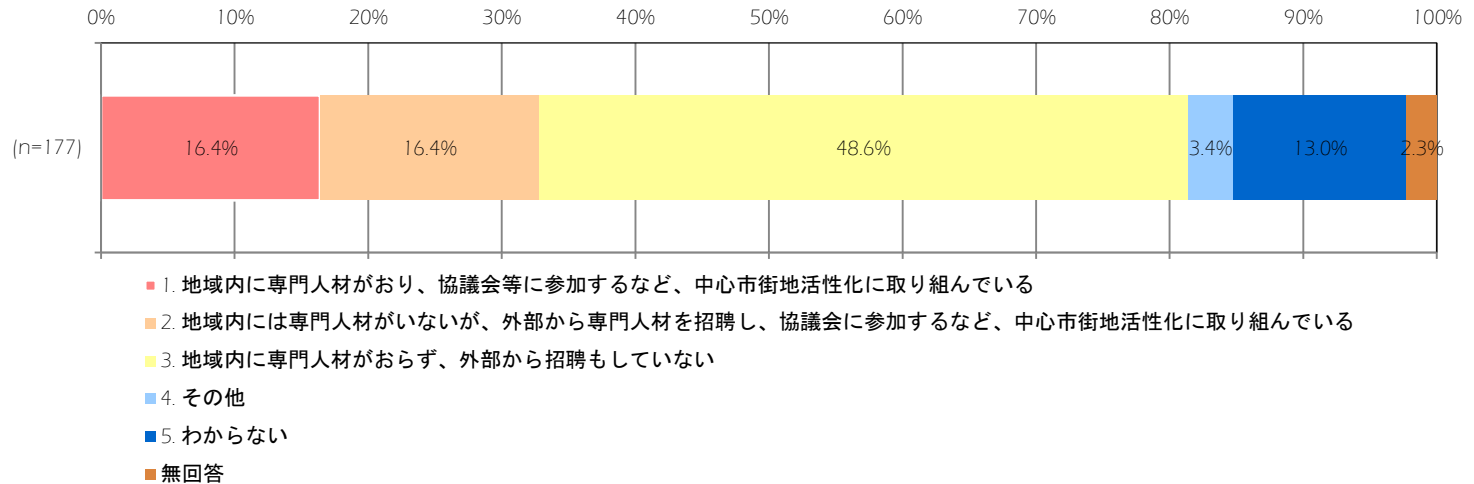
◎中心市街地活性化制度を活用していない理由のうち、「**人材確保が難しい**」が占める割合は、人口5万人以上20万人未満のいずれの人口規模でも最も高い。



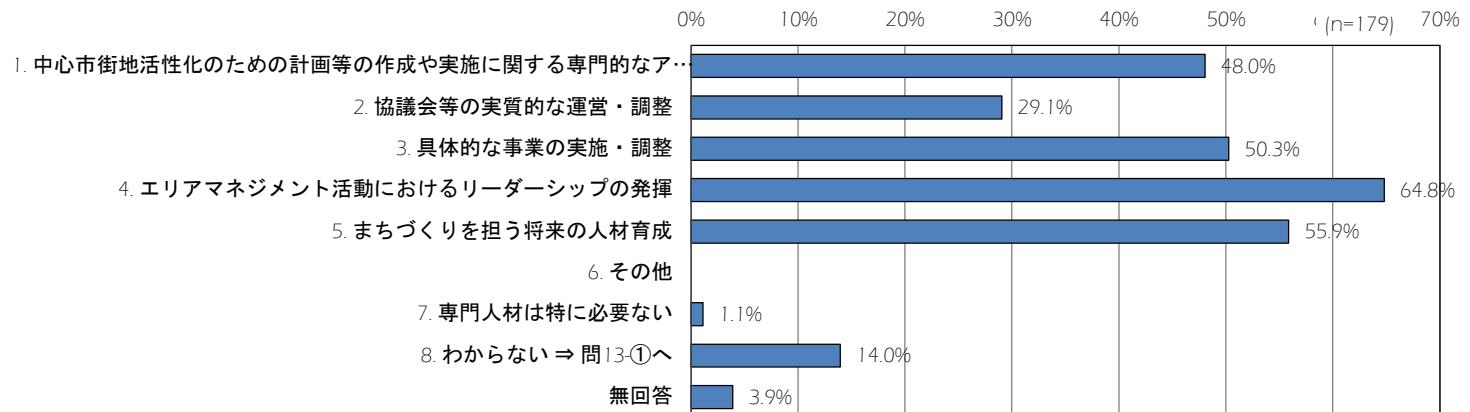
まちづくりの専門人材の活動状況や期待する役割

- ◎地域内に専門人材がおり、中心市街地活性化に取り組んでいる割合は(外部からの招聘含め)3割程度。
- ◎専門人材に期待する役割としては、「エリアマネジメント活動におけるリーダーシップの発揮」が最も割合が高く、次いで「将来の人材育成」「事業の実施、調整」「専門的なアドバイス」の割合が比較的高い。

(タウンマネージャー等のまちづくりの専門人材の活動状況)



(タウンマネージャー等のまちづくりの専門人材に期待する役割)



- ◎現状、中心市街地活性化の取組において伴走することができる専門人材の数が非常に少ないので、その育成が不可欠ではないか。
- ◎中心市街地活性化に取り組むに当たり、課題整理役として、専門人材、相当程度経験を有する行政担当者及び商店街のリーダー等を位置づける必要があるのではないか。
- ◎まちづくりの現場にいる人々が気軽に相談できる行政担当者があることはひとつの魅力であり、特に客観的・専門的なアドバイスのできる人材が必要ではないか。
- ◎行政担当者が実際にどのように対応したかは情報提供されにくい。リーダー的な存在や模範となる行政担当者等を国がプロモーションすることも必要ではないか。
- ◎プラットフォームのような場において連携を円滑に行うためには専門人材の存在が必要ではないか。

中心市街地活性化の基本的な構造と強化のポイント

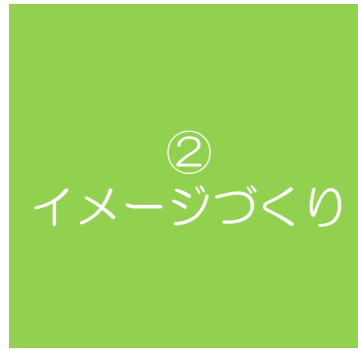
※第1回委員会 国廣委員提供資料より一部引用

中心市街地再生を成功させる、3つの重要な組立て



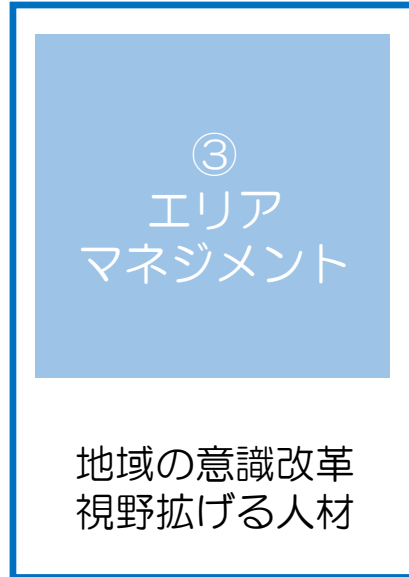
①
しくみづくり

合意形成・組織
スキーム・目標



②
イメージづくり

個性ある事業
情報発信



③
エリア
マネジメント

地域の意識改革
視野広げる人材



都市計画的な
構造的課題



取組の方向性(例)

○計画認定の
合理化

○各種支援の
充実

○各種支援の
有効活用

○情報発信・
横展開

○まちづくり
人材への支
援や連携

○自治体の
意識喚起

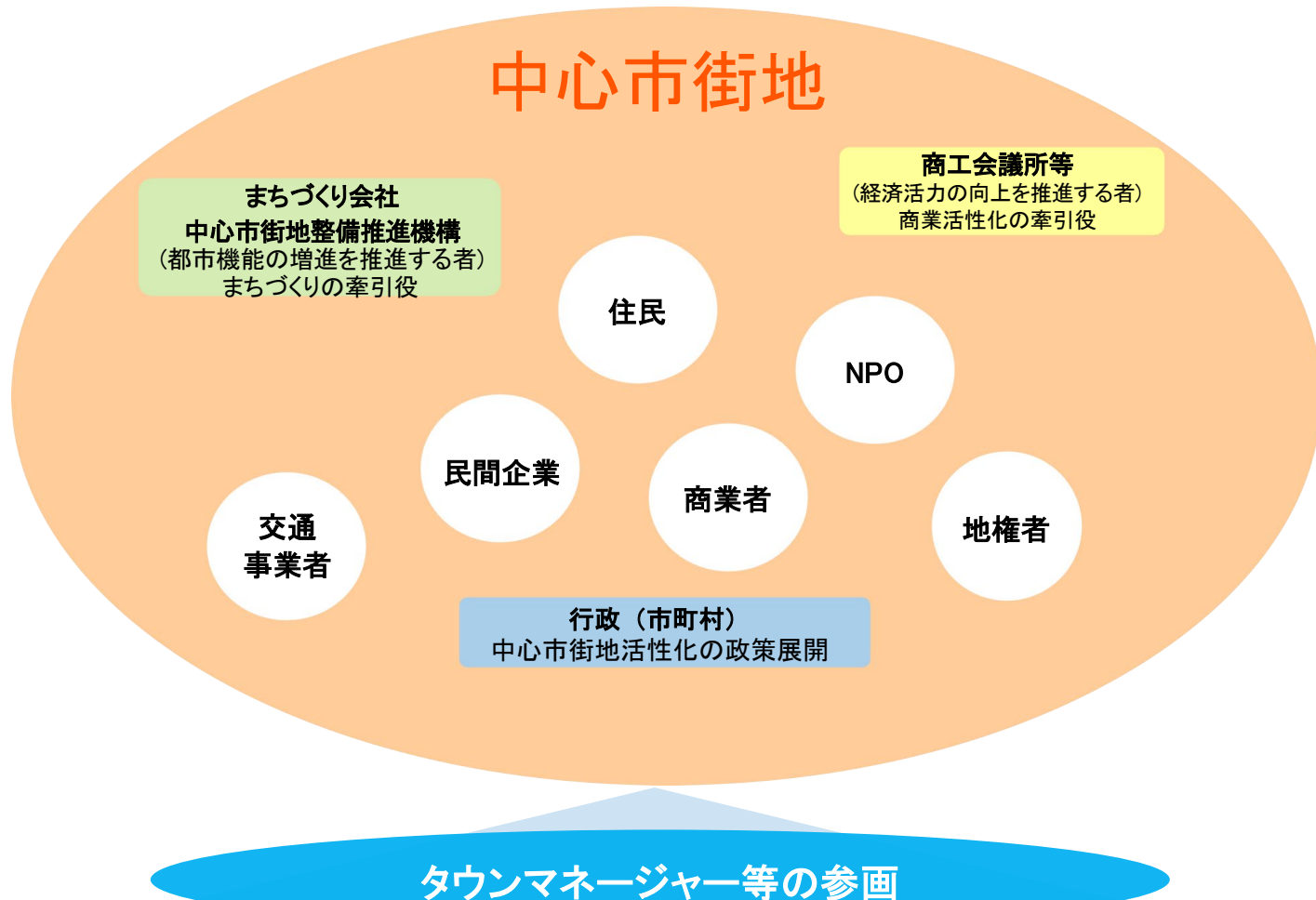
○所管省庁による関連
制度の適切な運用
(空き家・所有者不明土地、
市街地整備等)

プラットフォーム

施策間連携
省庁間・
部局間連携

中心市街地活性化の主なプレイヤーと役割

- ◎それぞれの地域により、まちなかのプレイヤーは多様であり、取組への意欲にもバラつきがある。
- ◎意欲はあっても、うまく機能していなかったり状況に応じた適切な判断や専門的ノウハウが不足しがち。



関係者間において十分な推進力が働かない、有力なリーダー等が不在の地域・自治体では、外部の専門人材の関わりが中心市街地活性化の取組のカギとなる

多様な主体との連携による取組の推進

◎中心市街地の活性化には、不動産等に関する専門分野の人材確保が必要であるが、中心市街地活性化協議会などを活用し、より多様な主体が連携して専門分野の知識を共有する方法もあるのではないかな。

中心市街地活性化協議会の構成イメージ

必須構成員

①都市機能増進

まちづくり会社等

②商業活性化

商工会議所、商工会等

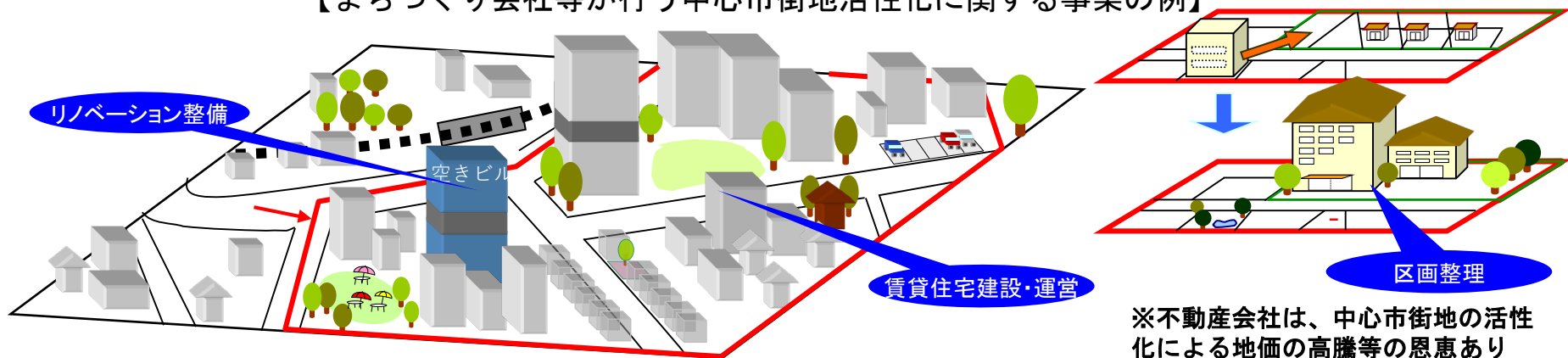
参加
要請

参加
申出

任意構成員の例

- ・市町村
- ・地元金融機関
- ・不動産協会、宅建協会
- ・観光協会
- ・公益事業者（ガス・電気会社など）
- ・再開発事業者
- ・交通関係（鉄道・バス会社など）
- ・商業関係者
- ・教育・文化関係者
- ・医療関係
- ・オブザーバー（タウンマネージャー等）など

【まちづくり会社等が行う中心市街地活性化に関する事業の例】



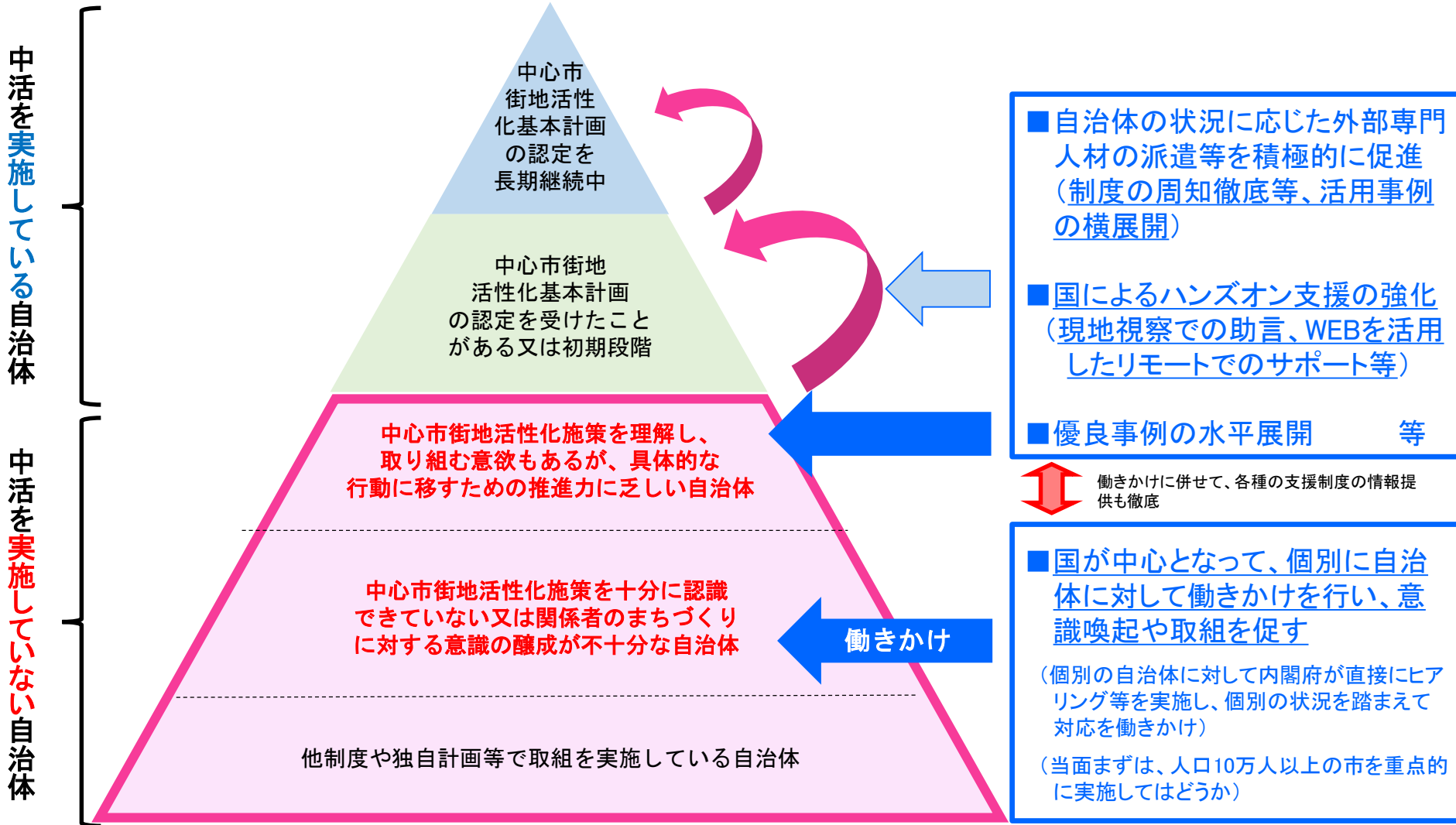
※不動産会社は、中心市街地の活性化による地価の高騰等の恩恵あり

不動産に関連する事業は、地元の専門組織との連携が必要不可欠であるとともに、まちづくり会社等の事業資金調達については地元金融機関との連携が望まれる。

※まちづくり会社と自治体が地元金融機関と調整し、融資の際の個人保証を免除してもらっている例もある。

自治体のフェーズとまちづくりの担い手支援の展開方向

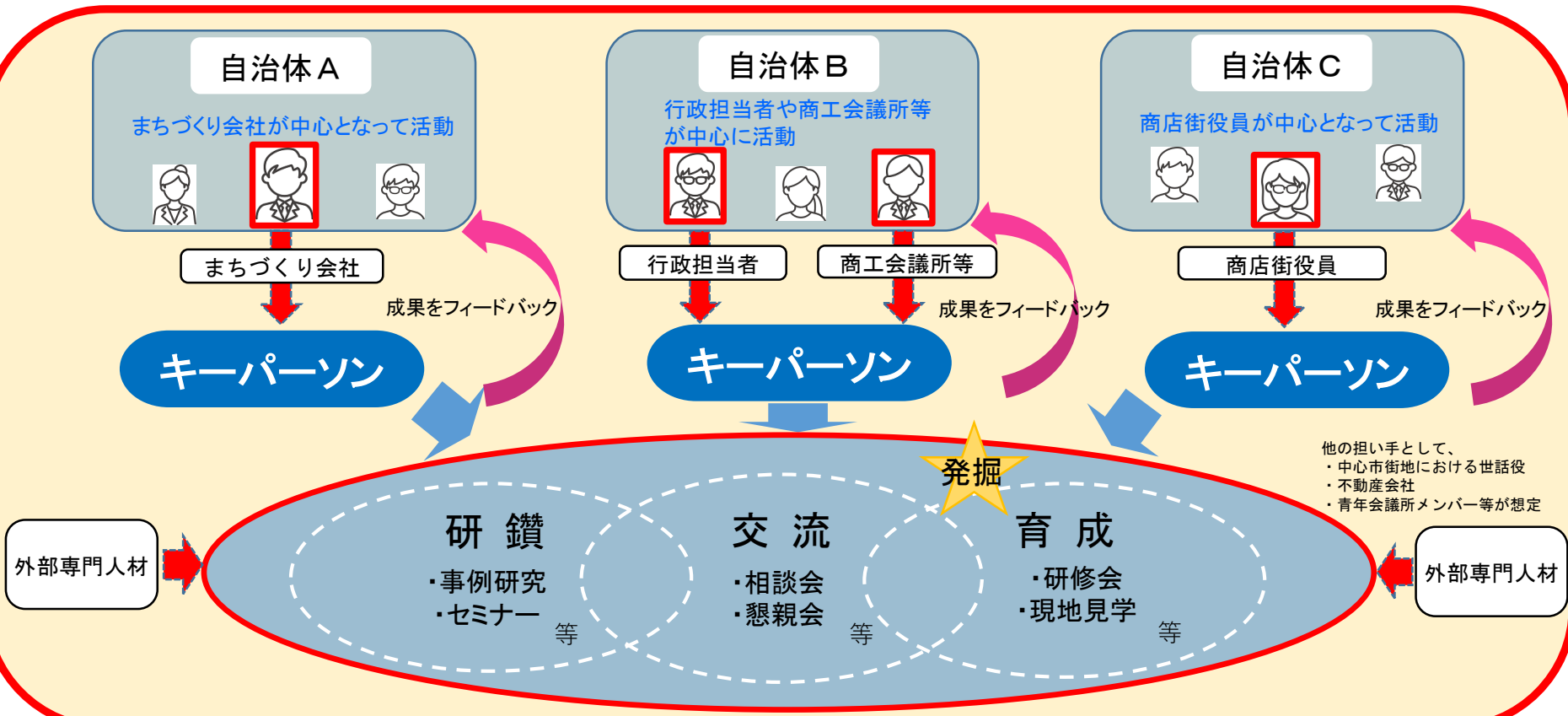
- ◎ 中心市街地活性化の取組の遅れやまちづくりの担い手の状況は自治体によってさまざま。
- ◎ 地域の実情や自治体の取組の段階に応じて担い手の支援や働きかけについて工夫することが必要。



まちなか再生を担う実施体制の強化の方向性

◎継続的に中心市街地活性化に取り組んでいる自治体^(※)を中心に、各地域でキーパーソンとして活動する地元の担い手等からなる新たなネットワークを形成。キーパーソン同士の交流や研鑽、育成を通じてそれぞれのキーパーソンが地元の活動に成果をフィードバックし、更なる取組の充実につなげる好循環を図る体制を検討してはどうか。

(※)例えば、認定基本計画が3期目(最初の認定時からおおむね10年以上経過)の自治体:28団体(R5.4.1現在)



各地域で活動するキープレイヤーの新たなネットワーク構築

連携

各種派遣制度等による外部からの専門人材を活用したまちづくり

地域人材ネット(地域力創造アドバイザー)制度【総務省】

概要

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招聘し、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招聘に必要な経費について総務省が支援する。

派遣方法等

市町村において、地域人材ネットの中から地域の課題について助言がほしい人材を選定し、招聘の可否等について調整する。

対象自治体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

登録状況等

(例)「まちなか再生」分野(内容: 中心市街地活性化、空き地、空き家、空きビル、空き店舗等対策、商店街活性化) 212名(R5.4.1現在)

支援の内容

市町村に市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招聘して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
- ◇民間専門家等活用(5,600千円/年) ◇先進自治体職員(組織)活用(2,400千円/年)

地域再生マネージャー事業(外部専門家短期派遣事業)【ふるさと財団】

概要

市町村等が地域再生に取り組むに当たり、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない初期段階において、財団より派遣される外部専門家を活用することで、その解決に向けた地域再生の方向性を明確にすることを目的とする。外部専門家は現地調査、課題整理、助言、提言、情報提供等を行う。

派遣方法等

原則として地域再生マネージャーの中から市町村の要望を反映し、財団が選任する(一人では充分でないと判断した場合に限り複数人を選任)。現地調査・報告会を3日程度で実施。

対象自治体

市区町村(政令市を除く)

登録状況等

(例)「まちなか再生」分野 18名(R5.9.1現在)

支援の内容

財団が派遣に係る費用を原則負担

中心市街地経済活性化診断・サポート事業【経済産業省・中小機構】

概要

(独)中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が有する専門的ノウハウを活かして、中心市街地活性化協議会等を対象に、中心市街地の経済等の活性化及び協議会等の活動の活性化に関する取り組みを支援する。

派遣方法等

- ①セミナー、研修会、勉強会等の企画・立案、講師の派遣を中小機構が行う。講師等については協議会等の希望を聴取した上で機構が選定する【セミナー型】。
- ②中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)及び機構の職員からなるプロジェクトチームにより事業の実現性を見極め、実効性を高めるため調査、分析、助言、診断等の支援を行う【パッケージ型】。

支援の内容

機構が派遣等に係る費用を原則負担

中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)【経済産業省・中小機構】

概要

(独)中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が中心市街地活性化に関して課題を抱える中心市街地活性化協議会等を対象に、専門知識・ノウハウを有するアドバイザーを派遣し、協議会の設立や運営、個別事業(基本計画掲載事業等)についてアドバイスを行う。

派遣方法等

協議会等が中小企業アドバイザー名簿の中から派遣を希望するアドバイザーを選択し申請した後、機構が審査し、採択する。年間最大10人日以内で派遣。

登録状況等

37名(R5.4.1現在)

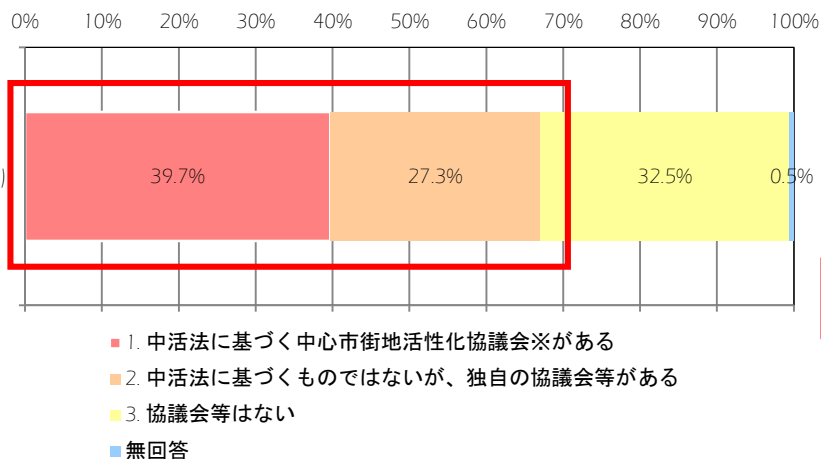
支援の内容

機構が年間累計3人日分(基本計画認定地域は5人日分)まで負担

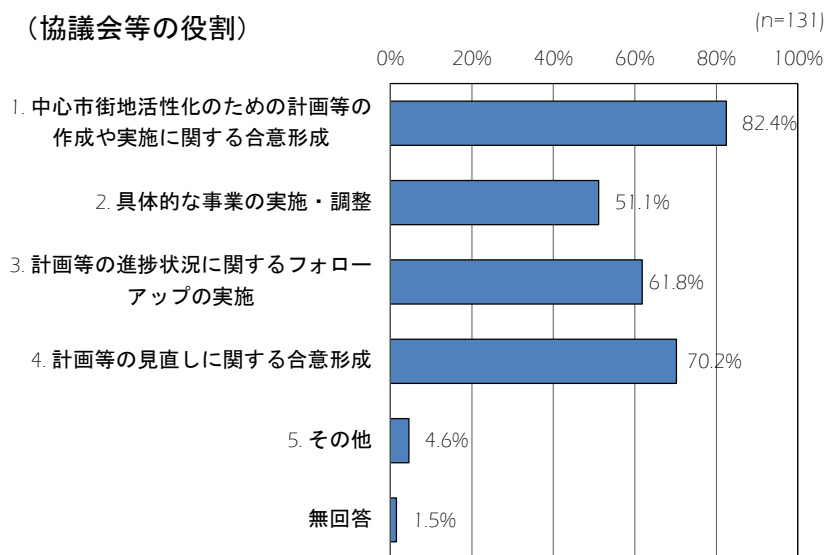
■ 中活法に基づく中心市街地活性化協議会のほか、独自の協議会などを加えると、一定程度は民間主体との連携は進んでいる。

■ 一方で、リーダーシップをとれる人材や、専門的なノウハウを有する人材の不足が課題である。

(中心市街地活性化を推進するための民間との協議会等の有無)

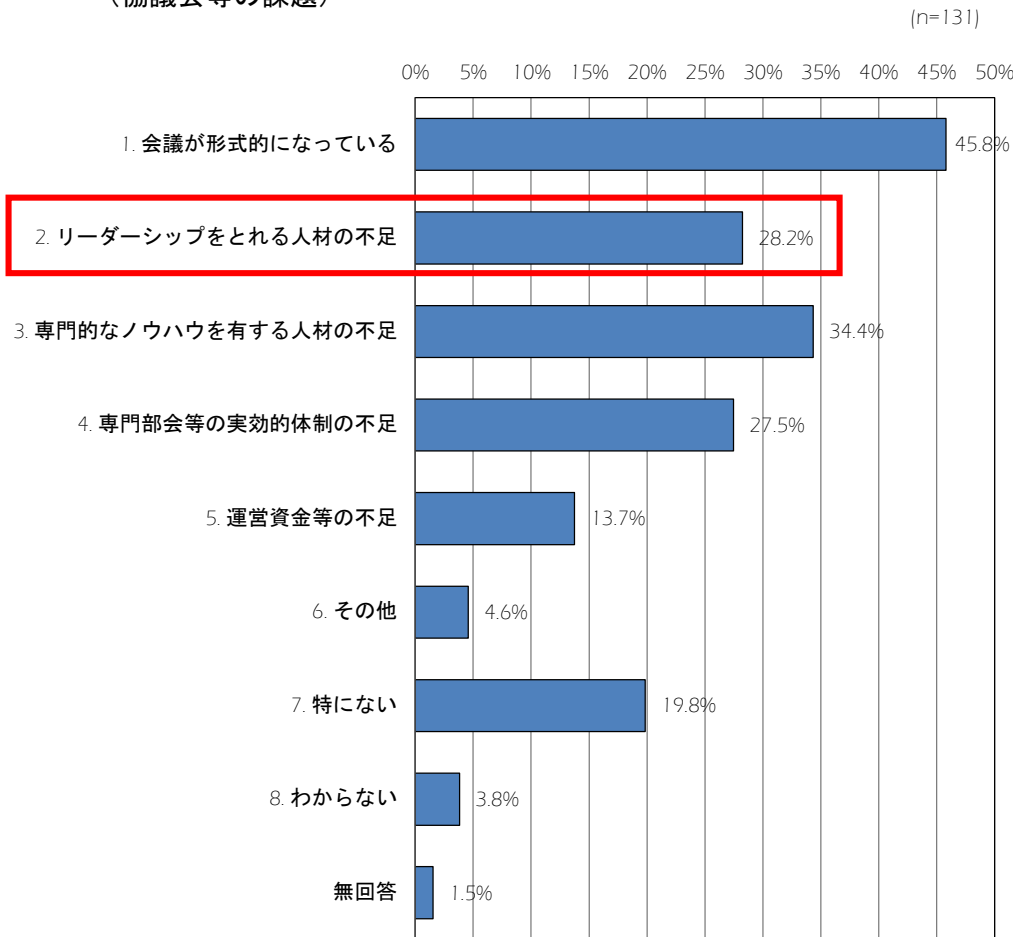


(協議会等の役割)



※内閣府 中心市街地活性化に関するアンケート調査(令和5年3月)

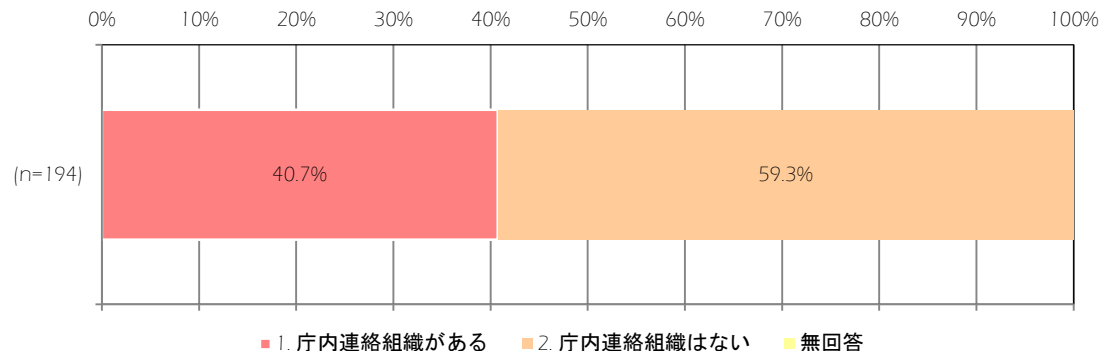
(協議会等の課題)



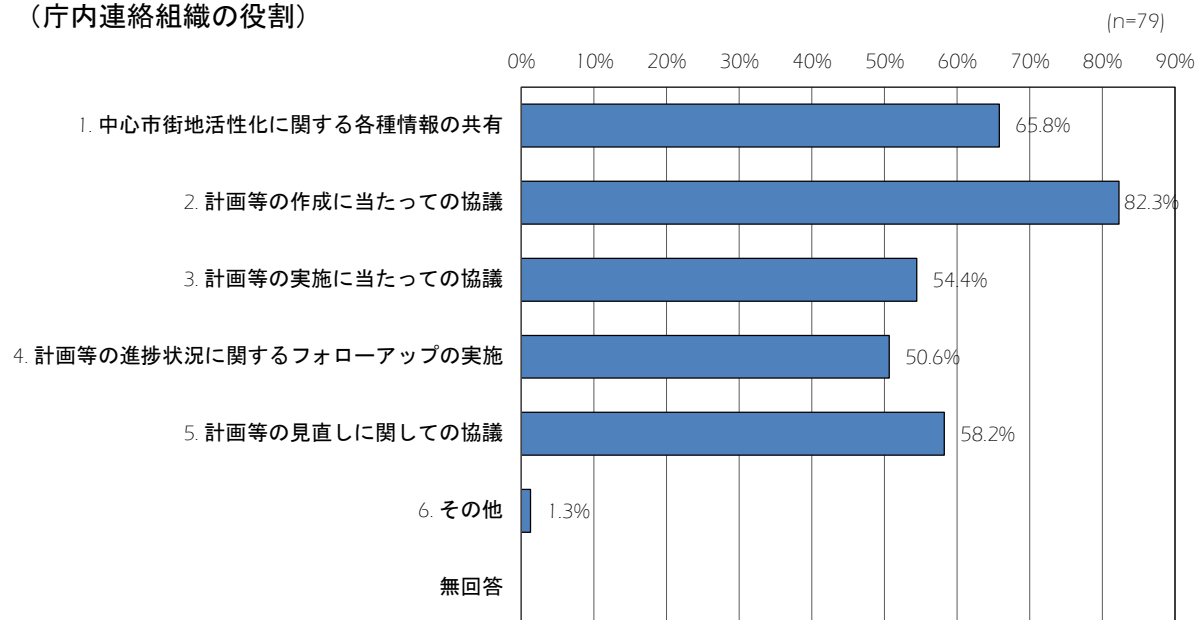
■自治体内部における中心市街地活性化に関する推進・連携体制については、未だ庁内の関係部局間の連携体制が整っていない自治体も比較的多い状況。

※内閣府 中心市街地活性化に関するアンケート調査(令和5年3月)

(中心市街地活性化に関する庁内連絡組織の有無)



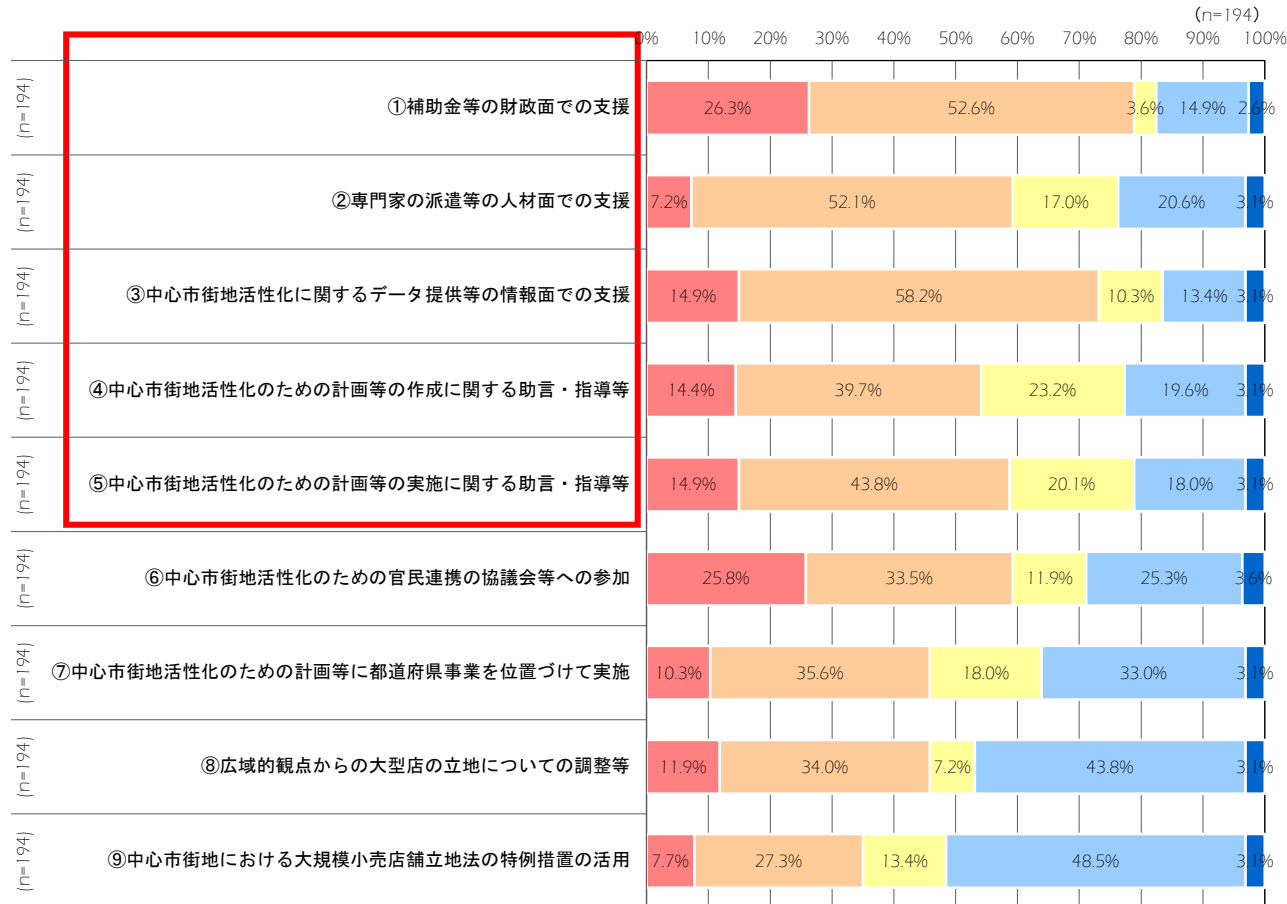
(庁内連絡組織の役割)



■ 財政面での支援のほか、人材面での支援、データ提供等の情報面での支援、計画等の作成に関する助言指導といった点で、市町村から都道府県への協力のニーズは相当程度ある

※内閣府 中心市街地活性化に関するアンケート調査(令和5年3月)

(中心市街地活性化に関する都道府県との連携の状況)

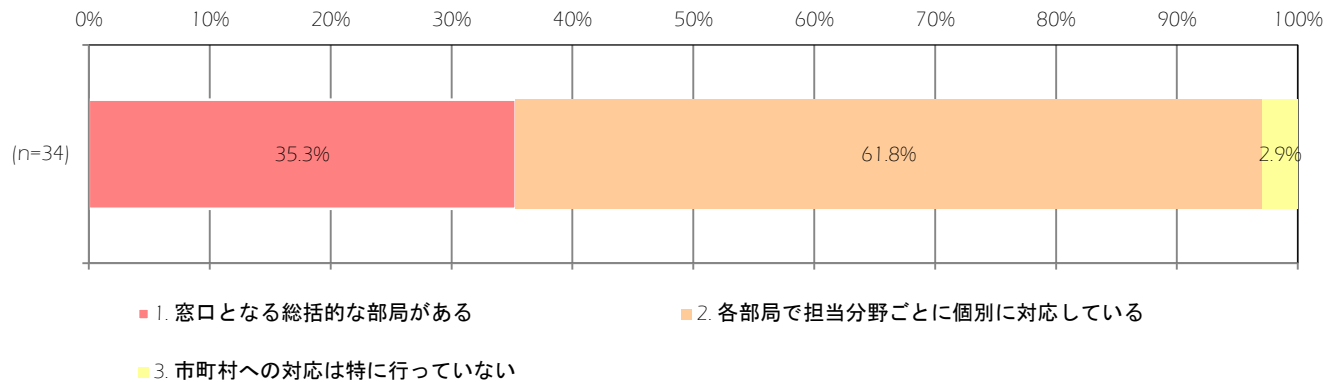


- 1. 都道府県から必要な協力が得られている
- 2. 都道府県から協力は得られていないが、今後協力を得たいと思っている
- 3. 都道府県から協力は得られていないが、今後も協力を得る必要はない
- 4. わからない
- 無回答

■ 中心市街地活性化に関する都道府県の支援体制については、総括的な部局、常設的な連携体制のあるところは少なく、必要に応じた個別の対応が主流となっている。

※内閣府 中心市街地活性化に関するアンケート調査（令和5年3月）

（中心市街地活性化に関する、市町村からの相談対応や支援・助言等を行う庁内の担当部局の体制）



（中心市街地活性化に関し、市町村からの相談対応や支援・助言等を行う庁内の担当部局間での協議・調整等の連携体制）

